

広島県告示第六百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和七年七月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団正和会 松下クリニック	三原市城町一丁目二〇番二五号	令和七年三月三十一日
イオン薬局三原店	三原市城町二丁目二三番一号	令和七年六月一五日
田部歯科医院	廿日市市駅前八番三三号	令和七年三月三十一日
稲垣歯科医院	安芸郡海田町新町一八番八号	令和七年六月一日